

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
風致地区の区分の変更(六三九・都市計画課)	1
道路区域の変更(六四〇・道路課)	1
道路の供用開始(六四一・道路課)	2
公告	
県営土地改良事業の換地計画の決定(由利地域振興局農林部)	2
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター)	2
一(五件)	
教育委員会公告	
秋田県立高等学校の生徒の募集(高校教育課)	6
秋田県立中学校の生徒の募集(高校教育課)	9

## 告 示

秋田県告示第六百三十九号

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年秋田県条例第二十一号)第七条第一項の規定に基づき定めた第一種風致地区、第二種風致地区及び第三種風致地区の区域のうち高清水風致地区、勝平山風致地区、焼山風致地区、大森山風致地区及び金足風致地区の区域を次のとおり変更したので、公示する。

平成十八年八月二十二日

- 秋田県知事 寺田典城
- 一 変更年月日 平成十八年八月二十二日
  - 二 変更後の区域

風致地区の名称	第一種風致地区の区域	第二種風致地区の区域	第三種風致地区の区域
高清水風致	秋田市將軍野	秋田市將軍野	秋田市將軍野

地区	焼山風致地区	勝平山風致地区	大森山風致地区
南一丁目、寺内大畑、寺内鶴ノ木、寺内高野、寺内児桜一丁目、寺内児桜二丁目、寺内児桜三丁目、寺内堂ノ沢三丁目、寺内各一部	秋田市寺内焼山、寺内大小路、寺内神屋敷の各一部	秋田市新屋南浜町、新屋天秤野、新屋勝平台、新屋町字割山、字下川原、字天秤野、字砂奴寄の各一部、新屋町字三ツ小屋の全部	秋田市新屋比内町、浜田字瀧ノ元、字滝
南一丁目、寺内鶴ノ木、寺内高野、寺内児桜一丁目、寺内児桜二丁目、寺内児桜三丁目、寺内堂ノ沢三丁目、寺内各一部	秋田市寺内焼山、寺内大小路の各一部	秋田市新屋北浜町、新屋下川原町の各一部	秋田市新屋比内町、浜田字家後、字瀧端の各一部
南一丁目、將軍野南二丁目、寺内高野、寺内児桜一丁目、寺内児桜二丁目、寺内児桜三丁目、寺内堂ノ沢三丁目、寺内各一部	秋田市寺内後城、寺内神屋敷の各一部	秋田市新屋寿町、新屋松美町、新屋南浜町、新屋北浜町、新屋勝平台、新屋松美ガ丘南町、新屋松美ガ丘東町、新屋松美ガ丘北町、新屋天秤野、新屋町字天秤野、字砂奴寄、向浜二丁目の各一部、向浜一丁目の全部	秋田市浜田字家後の一部

(関係図面は、建設交通部都市計画課に備え置いて、縦覧に供する。)

秋田県告示第六百四十号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十八年八月二十二日

秋田県知事 寺田典城

金足風致地区	ノ宮、字稗田、沢、字神坂、字家後、字石山、字長坂、字宮田沢の各一部、浜田字大森山の全部
秋田市金足下刈字林中、字北野、字館越、字前田、字雨池、字芹田、字深田、字高田、金足小泉前、字瀧向、字上前、字瀧向、字男瀧、向、字男瀧、字女瀧、字後崎字三十刈、字後山、字細首、字嶋崎、下新城長岡字耳取の各一部、金足小泉字三草川谷地の全部	秋田市金足下刈字林中、字北野、字館越、字前田、字雨池、字深田、金足小泉字上前、字瀧向、字男瀧、金足嶋崎字三十刈、字細首、下新城長岡字耳取の各一部

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
県道	旧	横手大森大内線	A	横手市大森町八沢木字前田六三番一地先から字上八沢木一四三番一地先まで	一三・四〇～一五・八〇	〇・七八五
			B	横手市大森町八沢木字前田三九番一地先から字屋布下五八番地先まで	五・五〇～八・五〇	〇・〇九四
			C	横手市大森町八沢木字屋布下四八番一地先から四二番一地先まで	六・五〇～一〇・五〇	〇・一三四
			D	横手市大森町八沢木字上八沢木一九〇番地先から一三七番六地先まで	五・〇〇～一三・〇〇	〇・一六〇
新		横手大森大内線	横手市大森町八沢木字前田六三番一地先から字上八沢木一四三番一地先まで	一三・四〇～一五・八〇	〇・七八五	

この表において、「A」、「B」、「C」及び「D」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課  
(二) 期間 平成十八年八月二十二日から同年九月四日まで

秋田県告示第六百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十八年八月二十二日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県道	横手大森大内線	横手市塚堀字家西四〇番一五から横手市塚堀字釜蓋三五番一三地先まで

二 供用開始の期日 平成十八年八月二十二日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
(一) 場所 建設交通部道路課  
(二) 期間 平成十八年八月二十二日から同年九月四日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二

第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成十八年八月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(矢鳥地区担い手育成基盤整備事業)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十八年八月二十三日から同年九月二十日まで

三 縦覧場所 由利本荘市矢鳥総合支所

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十八年八月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項  
(一) 購入物品の名称及び数量  
ロータリー除雪車(二・六メートル級) 一台

(二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(三) 納入期限  
平成十八年十二月五日(火)

(四) 納入場所  
秋田県鹿角地域振興局建設部

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格  
(1) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのもの)に限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(二) (1)の資格に係る申請  
(一) 2の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのもの)に限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。(により平成十八年九月二十五日(月)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請する

三 ことが出来る。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八 八六〇 二七四三)

(二) 調達システム([http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do? methodName=initDisplay](http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay))により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することが出来る。

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年八月二十二日(火)から同年十月二日(月)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

(四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成十八年八月二十二日(火)から同年十月二日(月)までの期間、調達システムにより利用することが出来る。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年十月六日(金)午後一時三十分

秋田県出納局総務事務センター

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六十二条から第六百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出する。以下、

(七) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Rotary Snowplow(2.6 meter wide class)

2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 6 October, 2006

3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年八月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

ロータリー除雪車(二・二メートル級) 二台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(三) 納入期限

平成十八年十二月五日(火)

(四) 納入場所

秋田県平鹿・雄勝地域振興局建設部

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。以下、調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(二) (一)2の資格に係る申請

(1) (2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。以下、平成十八年九月二十五日(月)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八 八六〇 二七四三)

(二) 調達システム([http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do? methodName=initDisplay](http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay))により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することが出来る。

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年八月二十二日(火)から同年十月二日(月)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

(四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成十八年八月二十二日(火)から同年十月二日(月)

までの期間、調達システムにより利用することができる。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年十月六日(金)午後一時三十分

秋田県出納局総務事務センター

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六十条から第六百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六百六十六条に規定するところによる。落札者の決定方法

(四) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

要  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。

(六) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased: 2 Rotary Snowblows (2.2 meter wide class)
- 2 Time-limit of tender: 1: 30 P.M. 6 October, 2006
- 3 Contact point for the notice: General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita

Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十八年八月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量  
除雪グレーダー(四メートル級G1) 二台

(二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(三) 納入期限  
平成十八年十二月五日(火)

(四) 納入場所  
秋田県秋田・雄勝地域振興局建設部

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(二) (一)2の資格に係る申請

(一)2の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。)により平成十八年九月二十五日(月)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に

代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八 八六〇 二七四三)

(二) 調達システム(<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>)により

契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年八月二十二日(火)から同年十月二日(月)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

(四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法  
平成十八年八月二十二日(火)から同年十月二日(月)までの期間、調達システムにより利用することができる。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年十月六日(金)午後一時三十分

秋田県出納局総務事務センター

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六十条から第六百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 2 Snows Removing Motor Graders (4 meter wide class G1)

2 Time-limit of tender : 1 : 30 P.M. 6 October, 2006

3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十八年八月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

除雪グレーダー(四メートル級G2) 二台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(三) 納入期限

平成十八年十二月五日(火)

(四) 納入場所

秋田県平鹿・雄勝地域振興局建設部

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(二) (1)の資格に係る申請

(2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。))により平成十八年九月二十五日(月)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八 八六〇 二七四三)

(二) 調達システム(<http://www.itemsupply.pref.akita.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年八月二十二日(火)から同年十月二日(月)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

(四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成十八年八月二十二日(火)から同年十月二日(月)までの期間、調達システムにより利用することができる。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年十月六日(金)午後一時三十分

秋田県出納局総務事務センター

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号)第百六十六条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 2 Snows Removing Motor Graders (4 meter wide class G2)

2 Time-limit of tender : 1 : 30 P.M. 6 October, 2006

3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年八月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品の名称及び数量
  - (二) 小型除雪車(一・三メートル級) 三台
  - (三) 購入物品の仕様等
  - (四) 入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
    - (一) 納入期限
    - (二) 平成十八年十二月五日(火)
    - (三) 納入場所
    - (四) 秋田県山本・仙北・由利地域振興局建設部
  - (五) 入札に参加する者に必要な資格等
  - (六) 入札に参加する者に必要な資格
  - (七) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (八) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - (九) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (十) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。(一)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
  - (十一) (一)の資格に係る申請
  - (十二) (二)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子

計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。(一)により平成十八年九月二十五日(月)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
- (二) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八 八六〇 二七四三)
- (四) 調達システム(<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>)により

契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

- (一) 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年八月二十二日(火)から同年十月二日(月)までの期間、(一)の場所において随時交付する。
- (二) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
- (三) 平成十八年八月二十二日(火)から同年十月二日(月)までの期間、調達システムにより利用することができる。
- (四) 入札執行の日時及び場所

四 秋田県出納局総務事務センター

入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

五 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
- (二) 日本語及び日本国通貨
- (三) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出するもの。

(七) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

概要

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 3 Rotary Snowplows (1.3 meter small type)
- 2 Time-limit of tender : 1 : 30 P.M. 6 October, 2006
- 3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2743

教育委員会公告

平成十九年度に秋田県立高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六号)第七条第二項の規定により、公告する。

平成十八年八月二十二日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

全日制の課程及び定時制の課程

- 一 選抜の種類
- 前期選抜、一般選抜、後期選抜を設定する。各高等学校は、一般選抜を必ず行い、これに前期選抜又は後期選抜、若しくはその両方を実施する。
- 二 入学願書の提出期間及び提出先

- (一) 提出期間
- (二) 前期選抜 平成十九年一月十五日(月)から同月十七日

- 六 募集する学校名、学科名及び定員
- (一) 全日制の課程
- (二) 一般選抜 平成十九年二月十四日(水)から同月十六日(金)まで
- (三) 後期選抜 平成十九年三月十六日(金)から同月十九日(月)まで
- (一) 提出先 各志願先高等学校長
- (二) 入学検定料 全日制の課程にあつては、二〇〇円、定時制の課程にあつては九五〇円
- 四 入学志願者検査日
- (一) 前期選抜(面接等) 平成十九年二月一日(木)
- (二) 一般選抜(学力検査等) 平成十九年三月六日(火)
- (一) 全日制の課程の実施教科 五教科(国語、社会、数学、理科及び英語)
- (二) 定時制の課程の実施教科 三教科(国語、数学及び英語)
- (三) 後期選抜(面接等) 平成十九年三月二十一日(木)
- 五 出願資格
- (一) 前期選抜
- (1) 全日制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成十九年三月に卒業する見込みの者で、高等学校が示す「出願の条件」を満たしている者。県外居住者も出願できる。
- (2) 定時制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成十九年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、高等学校が示す「出願の条件」を満たしている者。県外居住者も出願できる。
- (二) 一般選抜
- (1) 全日制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成十九年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前期選抜で合格していない者。
- (2) 定時制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成十九年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前期選抜で合格していない者。県外居住者も出願できる。
- (三) 後期選抜
- (1) 全日制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成十九年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前期選抜、一般選抜で合格していない者。
- (2) 定時制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成十九年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前期選抜、一般選抜で合格していない者。県外居住者も出願できる。

米内沢高等学校	鷹巣高等学校	鷹巣農林高等学校	大館国際情報学院高等学校		大館工業高等学校		大館高等学校		大館桂高等学校		大館鳳鳴高等学校		小坂高等学校	十和田高等学校	花輪高等学校	学 校 名	
普通科	普通科	環境土木科	森林環境科	農業科学科	国際情報科	普通科	土木・建築科	機械科	電気科	生活科学科	普通科	普通科	理数科	普通科	普通科	普通科	学 科 名
男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	募集定員
八〇名	一一〇名	四〇名	四〇名	四〇名	一一〇名	八〇名	三五名	七〇名	三五名	一一〇名	一一〇名	二七五名	七〇名	三五名	一一〇名	一六〇名	

秋田西高等学校	男鹿工業高等学校		男鹿海洋高等学校		五城目高等学校		能代西高等学校		能代工業高等学校		能代北高等学校		能代高等学校		二ツ井高等学校				
生物資源科	普通科	設備システム科	電気電子科	機械科	海洋科学科	海洋環境科	普通科	普通科	総合学科	理工数工学科	都市工学科	建築・木材科	電気科	機械科	英語科	普通科	理数科	普通科	普通科
男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女
四〇名	一一〇名	四〇名	四〇名	四〇名	三五名	三五名	七〇名	一一〇名	一〇五名	三五名	三五名	三五名	三五名	三五名	一一〇名	二三五名	八〇名		

由利高等学校			本荘高等学校		秋田工業高等学校				新屋高等学校	秋田中央高等学校	秋田南高等学校		秋田北高等学校	秋田高等学校		金足農業高等学校			
国際科	理科	普通科	普通科	工業化学科	建築科	土木科	電気科	機械科	普通科	普通科	英語科	普通科	普通科	理科	普通科	生活科学科	造園緑地科	食品流通科	環境土木科
男女 一九〇名			男女 二四〇名	男女 二二〇名				男女 二二〇名	男女 二〇〇名	男女 二四〇名	男女 三五名	男女 二八〇名	女 二四〇名	男女 三二五名		男女 四〇名	男女 四〇名	男女 四〇名	男女 四〇名

角館高等学校	大曲工業高等学校			大曲高等学校			同太田分校	大曲農業高等学校		西仙北高等学校	仁賀保高等学校		西目高等学校	矢島高等学校	由利工業高等学校				
普通科	土木・建築科	電気科	機械科	商業科	英語科	普通科	普通科	生活科学科	生物工学科	農業科学科	普通科	情報メディア科	普通科	総合学科	普通科	建築科	環境システム科	電気科	機械科
男女 二〇〇名	男女 三五名	男女 七〇名	男女 三五名	男女 四〇名	男女 三五名	男女 二〇〇名	男女 三五名	男女 四〇名	男女 四〇名	男女 一〇五名	男女 三五名	男女 二二〇名	男女 一六〇名	男女 一〇五名	男女 四〇名	男女 四〇名	男女 四〇名	男女 四〇名	男女 四〇名

湯沢商工高等学校			湯沢北高等学校	同稲川分校	湯沢高等学校	増田高等学校		雄物川高等学校	平成高等学校	横手清陵学院高等学校		横手城南高等学校	横手高等学校	六郷高等学校		角館南高等学校			
電子機械科	情報処理科	商業科	普通科	普通科	理科	普通科	農業科学科	総合学科	普通科	総合ビジネス科	普通科	総合技術科	普通科	普通科	理科	普通科	福祉科	普通科	普通科
男女 八〇名	男女 四〇名	男女 四〇名	女 二二〇名	男女 三五名	男女 二三五名		男女 四〇名	男女 二二〇名	男女 二二〇名	男女 八〇名	男女 八〇名	男女 八〇名	男女 二二〇名	女 二〇〇名	男女 二七五名		男女 一四〇名	女 一〇五名	

(注) 能代工業高等学校の建築・木材材料の募集定員三五名は、建築コース十八名と木材技術コース十七名に分けて募集する。  
 (二) 定時制の課程

羽後高等学校	普通科	男女	一一〇名
雄勝高等学校	普通科	男女	一〇五名
能代工業高等学校	普通科	男女	四〇名
大館高等学校	普通科	男女	四〇名
能代工業高等学校	普通科	男女	四〇名
秋田明德館高等学校	普通科(部)	男女	四〇名
秋田明德館高等学校	普通科(部)	男女	四〇名
本荘高等学校	普通科	男女	四〇名
角館高等学校	普通科	男女	四〇名
横手高等学校	普通科	男女	四〇名
湯沢北高等学校	普通科	男女	四〇名

(注) 秋田明德館高等学校は単位制による課程であり、普通科(部)は午前の部、普通科(部)は午後の部、普通科(部)は夜間の部である。  
 (三) くくり募集を行う学校の課程及び学科名

学校名	課程	学科名
大館鳳鳴高等学校	全日制	普通科及び理数科
大館高等学校	全日制	普通科及び生活科学科

能代高等学校	全日制	普通科及び理数科
秋田高等学校	全日制	普通科及び理数科
秋田工業高等学校	全日制	機械科及び電気科 土木科及び建築科及び工業化学科
由利高等学校	全日制	普通科及び理数科及び国際科
六郷高等学校	全日制	普通科及び福祉科
横手高等学校	全日制	普通科及び理数科
湯沢高等学校	全日制	普通科及び理数科

七 合格者の発表  
 (一) 前期選抜 平成十九年二月八日(木)  
 (二) 一般選抜 平成十九年三月十三日(火)  
 (三) 後期選抜 平成十九年三月二十四日(土)

通信制の課程  
 一 募集学校 秋田明德館高等学校  
 二 募集定員 男女約三〇〇名  
 三 入学願書の提出期日及び提出先  
 (一) 提出期日 平成十九年三月一日(木)から同月九日(金)までと、同月十九日(月)から同月二十八日(水)まで。  
 (二) 提出先 秋田市中通二丁目一番五十二号 秋田県立秋田明德館高等学校長  
 四 面接実施日 平成十九年三月一日(木)から同月九日(金)までに出願した者にあつては同月十二日(月)に、また、同月十九日(月)から同月二十八日(水)までに出願した者にあつては同月三十日(金)に面接を実施する。

五 合格者の発表 平成十九年三月一日(木)から同月九日(金)までに出願した者にあつては同月十四日(木)に、また、同月十九日(月)から同月二十八日(水)までに出願した者にあつては四月三日(火)に発表する。  
 その他  
 入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、別に定める「平成十九年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」によるものとする。

平成十九年度に秋田県立中学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田県立中学校学則(平成十五年秋田県教育委員会規則第十二号)第八条の規定により、公告する。  
 平成十八年八月二十二日  
 秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

一 入学願書の提出期日及び提出先  
 (一) 提出期日 平成十八年十二月四日(月)から同月七日(木)まで  
 (二) 提出先 志願先中学校長  
 二 検査期日 平成十九年一月七日(日)  
 三 出願資格  
 秋田県立中学校学則(平成十五年秋田県教育委員会規則第十二号)に定める通学区域の市町村の区域内に住所を有し、平成十九年三月三十一日までに小学校を卒業見込みの者。  
 四 募集定員  
 秋田県立大館国際情報学院中学校 八〇名  
 秋田県立横手清陵学院中学校 八〇名  
 五 選抜結果の通知 平成十九年一月十二日(金)  
 六 その他  
 入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、別に定める「平成十九年度秋田県立中学校入学者選抜要項」によるものとする。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(862)八七六六  
FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubarara@matsubararansetu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄